

自治基本条例のあり方に関する答申書

自治基本条例の制定に向けて

平成21年（2009年） 3月

名寄市自治基本条例市民懇話会

もくじ

1	はじめに	1
2	答申にあたって	1～ 2
	（1） 条例案の特徴	
	（2） 条例の名称	
	（3） 市民懇話会のとりのくみ	
3	自治基本条例案	3～ 10
	（1） 条例案の全体構成	
	（2） 条例案	
4	おわりに	11
5	参考資料	12～ 16
	（1） 自治基本条例市民懇話会のとりのくみ	
	（2） 自治基本条例市民懇話会設置要綱	
	（3） 自治基本条例市民懇話会 委員名簿	

1 はじめに

2000年の「地方分権一括法」に始まる地方分権の流れの中で、各地方自治体は、これまで以上に自らの地域のことを自らの責任において決定することが求められるようになりました。

一方で、高度経済成長の時代が終わって成熟社会の時代へと変わりつつある現在、各自治体の住民にとっては、これまでのような行政主導の画一的なサービスだけでは十分ではなくなりつつあります。また、厳しさを増す自治体の財政状況の中で、まちづくりを支える財政運営のあり方についても住民の理解と協力が必要になっています。

このような時代の状況から、これからの名寄市のまちづくりは、市民がより一層主体的にかかわる形で進められることが求められています。そのためには、まず市民がこのような意識を持つことが必要であると同時に、自治体のまちづくりに関する基本的な考え方や方針を明確にするルール（自治体の最高規範）が必要となります。その中で、市民の尊厳・人権が守られ、市民の福祉が実現されるためのシステムがつくられ、まちづくりへの市民参加や市民と議会及び市との情報共有、そしてこの三者の連携協力などが制度的に保証されなければなりません。

このような考え方に立って、私たち名寄市自治基本条例市民懇話会は、これまでほぼ一年間にわたって、真剣な議論を重ねてきました。その結果、このたび一応の条例案がまとまりましたので、ここに答申いたします。

2 答申にあたって

(1) 条例案の特徴

・「地域自治」の確立

市民が主体のまちづくりを進めていくためには、市民と議会、市が必要な情報を共有すること、そして、市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保証されなければなりません。

市民がまちづくりの情報に触れたり、まちづくりに参加する機会として最も身近な場が自ら暮らす地域のコミュニティです。市民と議会、市は地域単位の市民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、地域の自主性、自立性を守り育てることが重要であると盛り込んでいます。

・「団体自治」の表明

「地方分権一括法」により、国と地方公共団体の役割分担が明確になり、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねられることになりました。

地方公共団体は、市民全体の利益を踏まえ、北海道と対等な立場を堅持することが重要であると考え、団体自治の理念を盛り込んでいます。条例で表明することが、市民全体の共通認識を図り、名寄市の自主性、自立性の発揮に繋がると考えています。

(2) 条例の名称

条例の名称については、「名寄市のまちづくりは、名寄市民が考え、決定し、行動する権利を持つ。」とする住民自治をまちづくりの基本理念としていることから、「名寄市自治基本条例」の名称とすべきと考えます。

また、条例を制定する目的や内容をわかりやすく表すことが必要であるとの考えから、副題を加えています。

(3) 市民懇話会のとりのくみ

自治体の憲法とも言われる自治基本条例は、多くの市民が関わって制定すべきとの考えから、懇話会の検討内容などの市民周知を図り、市民の意見・提案等の反映に努めてきました。

3 自治基本条例案 (1) 条例案の全体構成

「前文」

この項目では、自治基本条例で目指すまちの姿やまちづくりの理念、条例を定める目的を明らかにしています。

第1章 総則

「目的」 この項目では、自治基本条例がなぜ必要か、この条例を制定する目的は何かを明らかにしています。

「定義」 この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」、「議会」、「市」、「まちづくり」、「コミュニティ」について定義し、意味を明確にしています。

「まちづくりの基本理念」 この項目では、まちづくりを進めるための前提となる基本的な考え方を明らかにしています。

「条例の位置づけ」 この項目では、自治体運営の最高法規としての位置づけを明らかにし、担保するための考え方を示しています。

第2章 まちづくりの基本原則

この章では、まちづくりを進めていくうえで基本となる五つの原則を明らかにしています。

第3章 市民の権利と責務

この章では、市民が主体となってまちづくりをしていくうえでの権利と責務を明らかにしています。

第4章 議会の役割と責務

この章では、市民、議会、市が連携・協力してまちづくりを進めるための役割と責務を明らかにします。

第5章 市の役割と責務

この章では、地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現するための「市長等」、「市」、「市職員」の役割と責務を明らかにします。

第6章 行政運営の基本

この章では、基本原則によるまちづくりを進めていくために必要な行政運営の基本的事項を明らかにします。

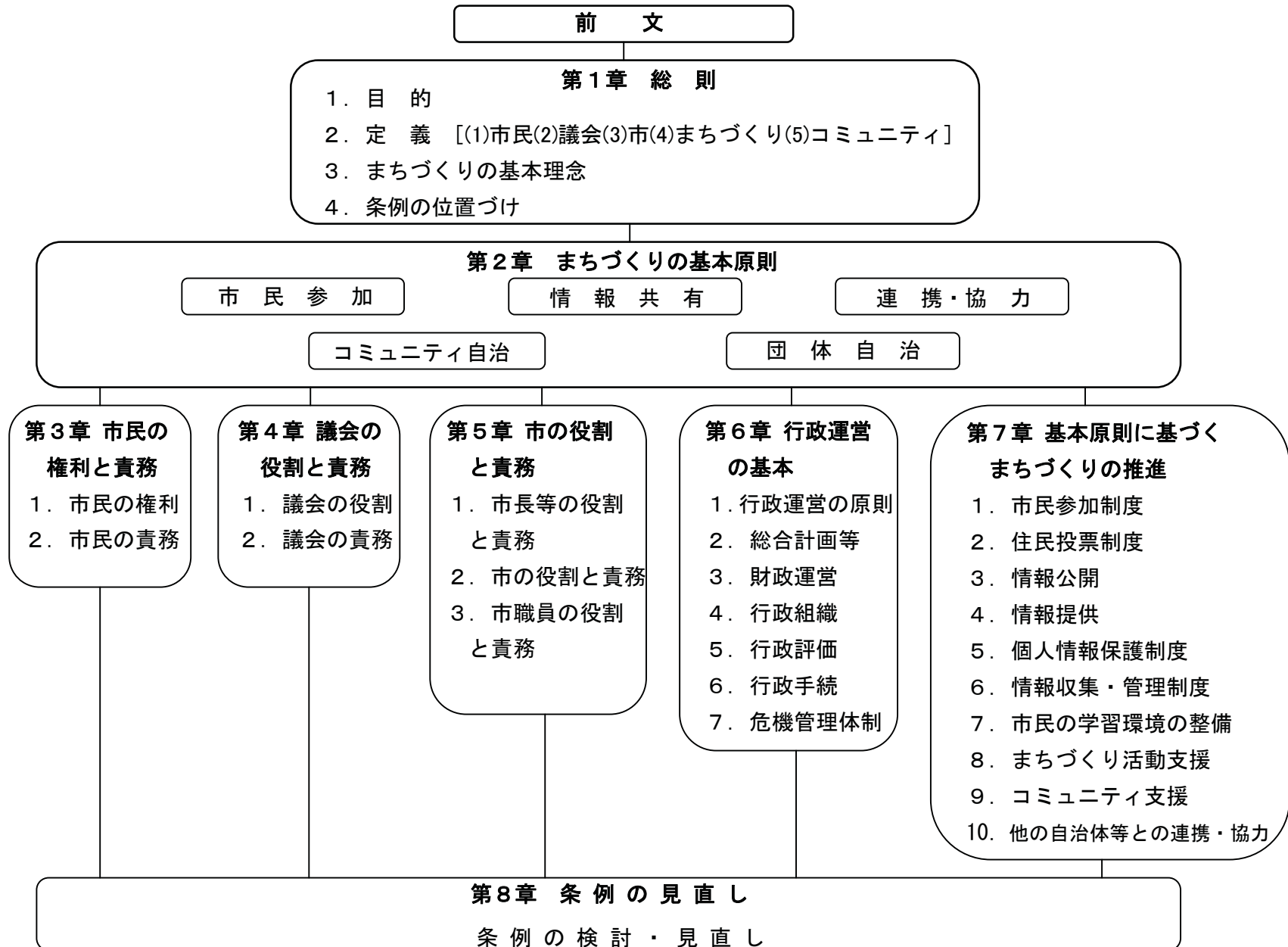
第7章 基本原則に基づくまちづくりの推進

この章では、五つの基本原則に基づき、まちづくりを進めていくための具体的考え方や制度を明らかにしています。

第8章 条例の見直し

この章では、自治基本条例が常に最高法規として保たれるための方策を示しています。

名寄市自治基本条例(みんなで創る名寄の未来)案の全体構成



名寄市自治基本条例案—みんなで創る名寄の未来

前文

私たちが住む名寄市は北^{きた}北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川に育まれた肥沃な大地と寒暖差の大きい気候は、豊かな自然と農産物を産み、また、澄みきった大気は美しい満天の星空を私たちに贈ってくれました。そしてなによりも北国の厳しい自然は、人の優しさと智恵、共生のこころを育みました。私たち名寄市民は、先人から受けついだ宝であるこの優しさと智恵を生かして、未来を担う子や孫の世代のためにこの豊かな自然環境を守り、自然と共生するまちをつくります。また、すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくります。そして名寄市が、地球上のすべての人類の幸福と平和に寄与するまちになり、新しい時代にふさわしい地域社会の模範になることをめざします。

そのためには、私たち市民ひとりひとりが地方自治の本質を理解し、まちづくりの主体は市民であることを自覚して、主体的・能動的にまちづくりに参加することが大切です。同時に、主権者である市民から信託を受けた議会及び市は、市民の基本的な人権を守るとともに、市民が持つ創造性や知識、感性を尊重し、市民と連携・協力してまちづくりを進めなければなりません。また、名寄市は、独立した自治体として、主体的にまちづくりに取り組む自治・自立の理念を持つことが必要です。

このような基本理念に基づいて私たちがまちづくりを進めるためには、市民と議会、市がまちづくりに必要な情報を共有すること、そして市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会が制度的に保証されなければなりません。そのために、私たちはここに名寄市の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名寄市におけるまちづくりの基本理念と原則を明らかにするとともに、まちづくりの基本事項を定め、また、市民の権利や責務、議会及び市の役割と責務を明らかにすることによって、本来の地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、名寄市に居住する者、市内で働き、または市内の学校で学ぶ者、更に、市内においてその他のさまざまな活動を行う者とする。

2 この条例において「議会」とは、組織としての議会及び議員をいう。

3 この条例において「市」とは、市長をはじめとするすべての執行機関をいう。

4 この条例において「まちづくり」とは、市政を含め、住み良いまちを実現するために行われる市民活動の全体をいう。

5 この条例において「コミュニティ」とは、町内会など、市内の特定の地域に根ざし、その特性を生かしたより良い地域づくりに関わる住民団体や組織をいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 名寄市のまちづくりについては、名寄市民が考え、決定し、行動する権利を持つ。

2 市民が主体のまちづくりをするためには、市民、議会、市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ互いに連携・協力することが不可欠である。

3 名寄市は、独立した自治体として国、北海道、他の自治体に対して自主・自立の立場を堅持すると同時に、互いに連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

(条例の位置づけ)

第4条 この条例は市の最高法規であり、議会及び市は総合計画などのまちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定や改廃に際しては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民参加)

第5条 名寄市のまちづくりは、市民の参加によって行われるものとする。

2 市は、市政に関する企画・立案、実施、評価の各段階において、市民参加を保証しなければならない。

3 市民参加においては、すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的・経済的環境等の違いにかかわらず、平等な権利を有するものとする。

(子ども及び青少年のまちづくりへの参加)

第6条 子ども及び青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する。

2 市及び市民は、子ども及び青少年がまちづくりに参加できるよう、必要な配慮に努めなければならない。

(情報共有)

第7条 市民は、まちづくりに関して必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利（知る権利）を有する。

2 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会や場を確保する権利を有する。

3 議会及び市は、まちづくりに関する情報について、市民の知る権利及びまちづくりに関して学習する権利を尊重しなければならない。

4 議会及び市は、まちづくりに関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。

5 議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、わかりやすく説明する責務を負う。

6 議会及び市は、市民がまちづくりのために必要な知識を得ることができるように、学習の環境を整えることに努めなければならない。

(連携・協力)

第8条 市民、議会及び市は、それぞれの役割と責任を分担し、互いに対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとする。

(コミュニティ自治)

第9条 市民、議会及び市は、地域の特性をふまえ、コミュニティの自主性、自立性を尊重しなければならない。

(団体自治)

第10条 名寄市は、独立した自治体として、このまちの地域的特性と市民の利益の立場から、国、北海道に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、意見を表明するものとする。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第11条 市民は、まちづくりに参加する権利、知る権利、学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする。

2 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して自治を推進するものとする。

(市民の責務)

第12条 市民は、まちづくりにあたって、市民全体の福祉や次の世代への責務を考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつものとする。

2 市民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとする。

第4章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第13条 議会は、直接選挙によって選ばれた議員から構成される市の意思決定機関である。

2 議会は、市の行政活動を監視する権限を有する。

3 議会は、議決機関として市の重要な政策について審議・決定するとともに、立法機関として自ら積極的に政策立案を行い、条例の制定、改廃を行うよう努めるものとする。

(議会の責務)

第14条 議会はこれらの責務をはたすため、総合的視点と展望を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議会は住民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させなければならない。

3 議会は、議会の審議や活動に関する情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けなければならない。

4 議会の会議は原則公開とし、できる限り市民が傍聴できる環境を整えなければならない。

5 議員は市民の信託に応えるため、またまちづくりへの市民の意思の反映と自らの政策形成及び立案能力の充実を図るため、常にまちづくりに関する情報収集や調査・研究に努めなければならない。

第5章 市の役割と責務

(市長等の役割と責務)

第15条 市長は、行政の代表者として市民の信託に応え、地方自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当らなければならない。

2 市長その他の任命権者は、職員の適切な登用や配置に努めるとともに、職員の能力の開発と育成に努めなければならない。

(市の役割と責務)

第16条 市は、市民への説明責任をはたすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。

2 市は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意志を的確に把握するように努めなければならない。

(市職員の役割と責務)

第17条 市職員は、市民全体への奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員はまちづくりの専門スタッフとしての自覚をもち、自らの職務上の能力の向上に努めなければならない。

3 市職員は、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

第6章 行政運営の基本

(行政運営の原則)

第18条 市は、市民参加および情報共有の理念に基づいて公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。

2 市は、計画、財政、評価等の制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市は、行政運営に際して、法令の解釈及び運用を適正に行わなければならない。その際、地方自治の基本理念に基づいて自主的な法令の解釈と運用を行うことを原則とする。

(総合計画等)

第19条 市は、まちの将来像を明らかにし、それに基づいて総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

2 各分野の政策・事業は総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行・管理が行われなければならない。

3 市は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるために、広く市民の参加を求めなければならない。

4 市は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならない。

5 総合計画は、経済的・社会的変化や新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、常に検討や見直しが行われなければならない。

(財政運営)

第20条 市は、自立した運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定する財政自治の原則を守るものとする。

2 市は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果をふまえて予算を編成するとともに、

計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 3 市は、予算の編成及び執行にあたって、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならない。

(行政組織)

第21条 市の組織は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的なものであると同時に、各部署相互の連携が保たれた柔軟なものとして編成されなければならない。

(行政評価)

第22条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備・実施し、またその結果を市民に公表しなければならない。その際、透明性の確保のために外部評価を取り入れるなど、市民の視点を重視しなければならない。

(行政手続)

第23条 市は、市民の権利や利益を保護し、公正かつ透明な行政を行うため、行政指導及び行政処分、市に対する市民の届出などの手続に関する条例を別に定めるものとする。

(危機管理体制)

第24条 市は、市民の生命と生活の安全を確保し、災害などの緊急時には、総合的かつ機能的な活動を実施できるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

- 2 市は、市民、事業者、関係機関との連携・協力を図り、災害などに備えなければならない。

第7章 基本原則に基づくまちづくりの推進

(市民参加制度)

第25条 市は、政策の立案、実施、評価の各段階において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

- 2 市は、各種委員会、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。その際、委員等の性別、年齢、住んでいる地域その他の点でバランスのとれた構成になるように努め、市民が、その立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。
- 3 市は、重要な政策決定の過程における市民の意見の反映を図るため、公聴会制度やパブリック・コメントなど意見公募制度を設けなければならない。

(住民投票制度)

第26条 市は、まちづくりに関する重要事項について、次の事項のいずれかに該当し、かつ議会の同意を得た場合は住民投票を実施するものとする。市および議会はその結果を尊重しなければならない。

- (1) 市長が市政の重要な事項について、市民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。
 - (2) 地方自治法第74条の規定に基づき、市民が住民投票条例の制定を市長に請求したとき。
 - (3) 地方自治法第112条の規定に基づき、議員が住民投票条例を発議したとき。
- 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの議案に応じ、別に条例で定める。

(情報公開)

第27条 市は、市政に関する情報について、市民の知る権利を尊重し、行政の説明責任をはたすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書等を適正に公開しなければならない。

(情報提供)

第28条 市は、情報公開請求のあるなしにかかわらず、市政に関する重要な情報を、適切な時期に、適切な方法により、市民に積極的に提供するよう努めなければならない。その際、市民がその立場や境遇によって不利益を被らないようにしなければならない。

(個人情報保護制度)

第29条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報収集・管理制度)

第30条 市は、市政に関する情報の収集、整理・保存、管理について、正確かつ適正にこれを行わなければならない。

(市民の学習環境の整備)

第31条 市は、市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。

(まちづくり活動支援)

第32条 市は、まちづくりに関わるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、またこれを支援しつつまちづくりに努めなければならない。

(コミュニティ支援)

第33条 市民、議会及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。

2 市民、議会及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り政策に反映させるよう努めなければならない。

3 市は、コミュニティにおけるまちづくりを支援するため、地域単位のまちづくり組織を設置し、これを支援することができる。

(国、他の自治体などとの連携・協力)

第34条 市は、他の自治体と、共通するまちづくりの課題について、情報共有と相互理解のもと、連携・協力してその解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じて国、北海道との情報共有と相互理解のもと、連携・協力してその解決に努めるものとする。

3 市及び市民は、積極的に海外の自治体や組織との友好と連携を深め、そこから得られた有益な情報や知識を名寄のまちづくりに生かすように努めるものとする。

第8章 条例の見直し

(条例の検討・見直し)

第35条 市は、この条例について、施行から5年以内ごとに、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して検討・見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

4 おわりに

私たち名寄市自治基本条例市民懇話会の委員13名は、平成20年2月に自治基本条例のありかたの検討のため、島多慶志市長から委嘱を受けました。

以来、22回に及ぶ会議を開催し、名寄市における自治基本条例制定の意義、目的、条例に盛り込むべき内容について検討を重ねてきました。

私たちは、名寄市民が自ら暮らす地域を自ら考え、行動する市民自治の実現のための条例を「名寄市自治基本条例—みんなで創る名寄の未来」として、まちづくりや行政運営の基本ルールなどを定めた名寄市の最高規範と位置づけます。

この答申は、「名寄市の自治基本条例のありかた」を具体的に表現したいとの主旨から条例案として私たちの考え方をまとめています。

今後は、これまでの議論の経過を十分に踏まえ、名寄の未来をみんなで創るための名寄市自治基本条例が制定されることを願っています。

5 参考資料

(1) 自治基本条例市民懇話会のとりのくみ

① 市民懇話会開催経過

	日時/会場	内 容
第1回	平成20年 2月 4日(月) 市民会館 3階 33号室	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ＊自治基本条例制定に至る経過と一般的な考え方について ＊道内市町村の制定状況について ＊道内市町村制定条例の項目比較 ＊懇話会の進め方について ＊策定に向けたスケジュール(案)について ＊今後の懇話会開催に向けて
第2回	平成20年 2月27日(水) 市民会館 3階 33号室	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「自治基本条例の意義」 アドバイザー 浅野一弘氏
第3回	平成20年 3月11日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の必要性について ・基本条例の方向性について ・「名寄せらしさ」について
第4回	平成20年 3月25日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の必要性について ・「名寄せらしさ」と「前文」について
第5回	平成20年 4月15日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」について ・自治基本条例の骨格(柱となる項目)について
第6回	平成20年 5月26日(月) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」について ・条例の骨格(柱となる項目)について ＊基本理念について ＊定義の必要性について ＊条例の位置づけについて ＊原則について ・PR資料の検討
第7回	平成20年 6月18日(水) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」について ・基本理念について ・定義の必要性について ・条例の骨格(柱となる項目)について ＊原則について
第8回	平成20年 7月 9日(水) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・全体像(構成)案の検討について ・今後の進め方について ・住民PRの手法について
第9回	平成20年 7月30日(水) 市民会館 1階 12号室	<ul style="list-style-type: none"> ・全体像(構成)案の検討について ・条例に盛り込む項目、内容について ＊定義に関して ＊地域自治の確立について
第10回	平成20年 8月12日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込む項目、内容について ＊前文について ＊基本理念について ＊定義について ＊地域自治と学習について 関連して市民参加と情報共有に関して
第11回	平成20年 9月 2日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・前文について ・条例に盛り込む項目、内容について ＊地域自治と学習について ＊団体自治について
第12回	平成20年 9月22日(月) 市民会館 2階 22号室	<ul style="list-style-type: none"> ・前文について ・条例に盛り込む項目、内容について ＊地域自治と学習について ＊団体自治について ＊市民の役割と責務について ＊議会の役割と責務について

5 参考資料

	日時/会場	内 容
第13回	平成20年10月 9日(木) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込む項目、内容について * 前文について * 基本理念について * まちづくりの基本原則について 情報共有、連携・協力について * 市民の役割と責務について * 議会の役割と責務について * 市の役割と責務について * 全体構成(章立て)について ・市民PRの取り組みについて
第14回	平成20年10月21日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込む項目、内容について * 前文について * 第1章「総則」 (目的)について * 第3章「基本原則にもとづく行政運営の基本」 (議会の役割と責務)について (市の役割と責務)について * 第4章「行政運営の基本」について ・市民PRの取り組みについて
第15回	平成20年11月12日(水) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇話会だよりについて ・全体構成案について ・条例に盛り込む項目、内容について * 前文、第1章～第6章について * 第7章「基本原則に基づくまちづくりの推進」 * 第8章「条例の見直し」 ・市民PRの取り組みについて
第16回	平成20年12月 9日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇話会だよりについて ・条例に盛り込む項目、内容について * 市議会議員との意見交換から * 第6章「行政運営の基本」 * 第7章「基本原則に基づくまちづくりの推進」 * 第8章「条例の見直し」 ・条例の名称について ・市民PRの取り組みについて
第17回	平成21年 1月13日(火) 雪あかり館	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇話会だよりについて ・条文化に向けた全体の検討 ・市民PRの取り組みについて
第18回	平成21年 1月27日(火) 市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通した検討 * 前文 * 定義 ・市民PRの取り組みについて
第19回	平成21年 2月10日(火) 市民会館 2階 22号室	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通した検討 ・市民PRの取り組みについて
第20回	平成21年 2月18日(水) 市民会館 2階 22号室	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通した検討 ・「議会基本条例」に関する意見交換について
第21回	平成21年 3月 2日(月) 市民会館 2階 23号室	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通した検討
第22回	平成21年 3月10日(火) 市民会館 2階 23号室	<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通した検討 ・提言書まとめ

5 参考資料

② 懇話会だより 発行

	発行日	内 容
第1号	平成20年12月 1日	平成20年11月 5日(水) 作成
第2号	平成21年 1月 1日	平成20年12月 4日(木) 作成
第3号	平成21年 2月 1日	平成21年12月 9日(火) 作成
第4号	平成21年 4月 1日	平成21年 3月10日(火) 作成

③ その他の活動

	日程等	内 容
市民周知	平成20年11月 1日(土)	FM Airでつし「自治基本条例市民懇話会で検討を進めています」収録 H20.11.24放送
市民周知	平成20年11月 8日(土)	FM Airでつし「自治基本条例市民懇話会で検討を進めています」収録 H20.11.29放送
意見交換	平成20年11月18日(火)	ピヤシリ大学公開講座「自治基本条例について」(63名出席)
意見交換	平成20年11月26日(水)	市議会議員との意見交換(懇話会委員9名出席)
意見交換	平成21年 1月20日(火)	市長との意見交換(懇話会委員4名出席)
市民周知	平成21年 1月23日(金)	名寄市町内会連合会「町内会長交流研修会」(町内会長46名出席:藤田委員)
市民周知	平成21年 2月17日(火)	国際ソロブチミスト名寄2月例会(会員30名出席:白井会長)
意見交換	平成21年 2月25日(水)	「議会基本条例」に関する議会との意見交換(議会議員21名、懇話会委員9名出席)
意見交換	平成21年 3月 9日(月)	(社)名寄青年会議所「市民が主役のまちづくり～自治基本条例～」セミナー(会議所会員23名出席:白井会長)

名寄市自治基本条例市民懇話会設置要綱

平成 19 年訓令第 41 号

(設置)

第 1 条 名寄市自治基本条例のあり方について検討するため、名寄市自治基本条例市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、自治基本条例に関する事項について検討し、市長に対して提言をするものとする。

(組織等)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、公募した者及び市の地域特性について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は懇話会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

3 懇話会の会議は、原則として、これを公開する。

(自治基本条例検討アドバイザー)

第 7 条 市長は、学識経験者を自治基本条例検討アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱する。

2 アドバイザーは、懇話会に対して専門的見地からの助言を行うものとする。

3 アドバイザーの任期は、第 4 条の規定による委員の任期までとする。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、総務部地域振興課において行う。

(その他の事項)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、委員の協議により会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 10 月 31 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、第 4 条に規定する日にその効力を失う。

名寄市自治基本条例市民懇話会 委員名簿

平成20年2月4日

任期 平成21年3月31日

(敬称略)

氏 名	区 分	備 考
川 瀬 満	公募委員	
根 木 實	公募委員	
藤 田 健 慈	公募委員	
伊 東 和 江	地域特性に識見を有する者	
大 野 洋 子	地域特性に識見を有する者	
尾 矢 直 紀	地域特性に識見を有する者	懇話会 副会長
櫻 庭 大	地域特性に識見を有する者	
白 井 暢 明	地域特性に識見を有する者	懇話会 会長
杉 浦 隆 利	地域特性に識見を有する者	
竹 部 裕 二	地域特性に識見を有する者	
中 村 洋 子	地域特性に識見を有する者	
山 崎 博 俊	地域特性に識見を有する者	
山 崎 眞由美	地域特性に識見を有する者	
浅 野 一 弘	アドバイザー	札幌大学法学部准教授

事務局

総務部長	佐々木 雅 之
総務部地域振興課長	駒 崎 一 男
総務部参事(地域づくり担当)	長 内 和 明
総務部地域振興課地域自治係長	丸 箸 啓 一
総務部地域振興課地域自治係	岡 村 美 佳